

# 第 1 回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成 1 5 年 4 月 1 0 日 ( 木 )  
午後 2 時から

ところ 各務原市産業文化センター  
8 階 第 1 特別会議室

- 1 . 開 会
- 2 . 委員委嘱
- 3 . 会長・副会長あいさつ
- 4 . 委員紹介
- 5 . 議 題

## 報告事項

- 報告第 1 号 木曾川文化圏市町合併協議会設置の経緯について
- 報告第 2 号 木曾川文化圏市町合併協議会規約について
- 報告第 3 号 平成 1 5 年度木曾川文化圏市町合併協議会予算について
- 報告第 4 号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第 5 号 木曾川文化圏市町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第 6 号 木曾川文化圏市町合併協議会事務局規程について
- 報告第 7 号 木曾川文化圏市町合併協議会財務規程について
- 報告第 8 号 木曾川文化圏市町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

## 協議事項

- 協議第 1 号 木曾川文化圏市町合併協議会会議運営規程 ( 案 ) について
- 協議第 2 号 木曾川文化圏市町合併協議会会議傍聴規程 ( 案 ) について
- 協議第 3 号 木曾川文化圏市町合併協議会小委員会設置規程 ( 案 ) について
- 協議第 4 号 木曾川文化圏市町合併憲章 ( 案 ) について

## 確認事項

- 第 2 回合併協議会開催日程等について

- 6 . その 他

合併協議会での協議項目 ( 素案 ) について  
新市建設計画について  
事務局職員紹介  
協議会 H P のお知らせ

<http://www.gappei-krcb.jp/>

- 7 . 閉 会

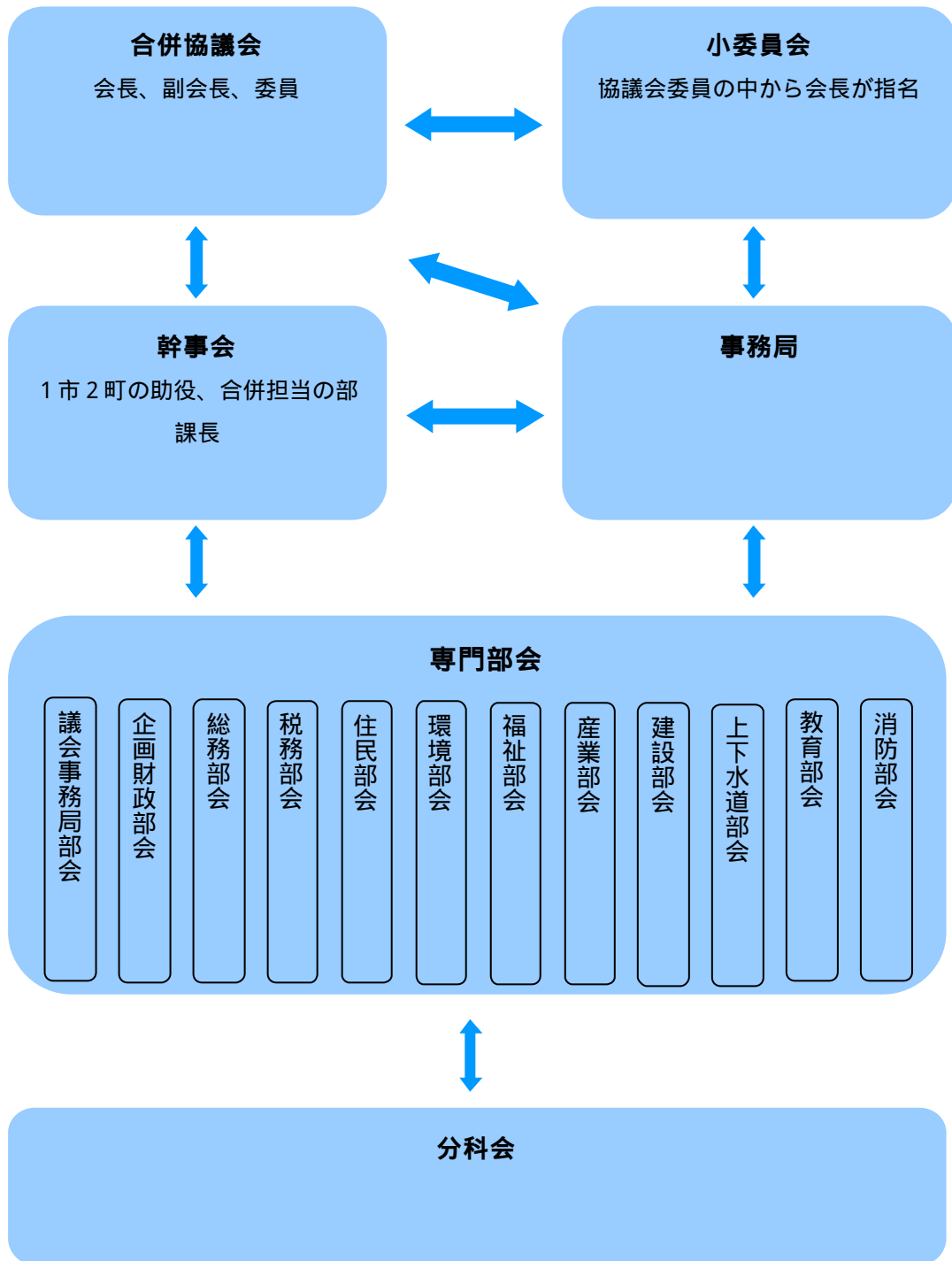
委員名簿

氏名	ふりがな	選出市町	区分	備考
森 真	もり しん	各務原市	会長	
野田 敏雄	のだ としお	川島町	副会長	
伏屋 征勝	ふせや まさかつ	岐南町	副会長	
横山 隆一郎	よこやま りゅういちろう	各務原市	2号委員	
白木 博	しらき ひろし	各務原市	2号委員	
川瀬 勝秀	かわせ かつひで	川島町	2号委員	
野田 功	のだ いさお	川島町	2号委員	
伏屋 哲司	ふせや てつじ	岐南町	2号委員	
脇田 庄太郎	わきた しょうたろう	岐南町	2号委員	
松田 之利	まつだ ゆきとし	共通	3号委員	
広瀬 利和	ひろせ としかず	共通	3号委員	
星野 ? 夫	ほしの てつお	各務原市	3号委員	
長谷川 匡一	はせがわ きょういち	各務原市	3号委員	
武藤 孝子	むとう たかこ	各務原市	3号委員	
松原 史尚	まつばら ふみたか	各務原市	3号委員	
小島 武	こじま たけし	川島町	3号委員	
苅谷 彰三	かりや しょうぞう	川島町	3号委員	
村井 宏行	むらい ひろゆき	川島町	3号委員	
田中 露美	たなか つゆみ	川島町	3号委員	
松浦 紀之	まつうら のりゆき	岐南町	3号委員	
松原 清史	まつばら きよし	岐南町	3号委員	
長縄 利男	ながなわ としお	岐南町	3号委員	
名倉 明子	なくら あきこ	岐南町	3号委員	
小森 利八郎	こもり りはちろう	各務原市	1号委員	
横山 勝利	よこやま かつとし	川島町	1号委員	
鈴木 直和	すずき なおかず	岐南町	1号委員	

事務局職員名簿

職名	氏名	派遣市町	備考
事務局長	五藤 勲	各務原市	
事務局次長	藤ノ木 大祐	各務原市	
事務局次長	松岡 秀人	各務原市	
事務局次長	林 昭光	川島町	
事務局次長	伏屋 俊郎	岐南町	
事務局長補佐	村井 清孝	各務原市	
総務係長	稲川 和宏	川島町	
計画係長	前田 直宏	各務原市	
調整係長	傍島 敬隆	岐南町	
事務局員	岩佐 隆典	岐南町	
事務局員	江田 裕之	各務原市	
事務局員	前島 宏和	各務原市	
事務局員	尾関 淳	川島町	

# 合併協議会の組織



会長

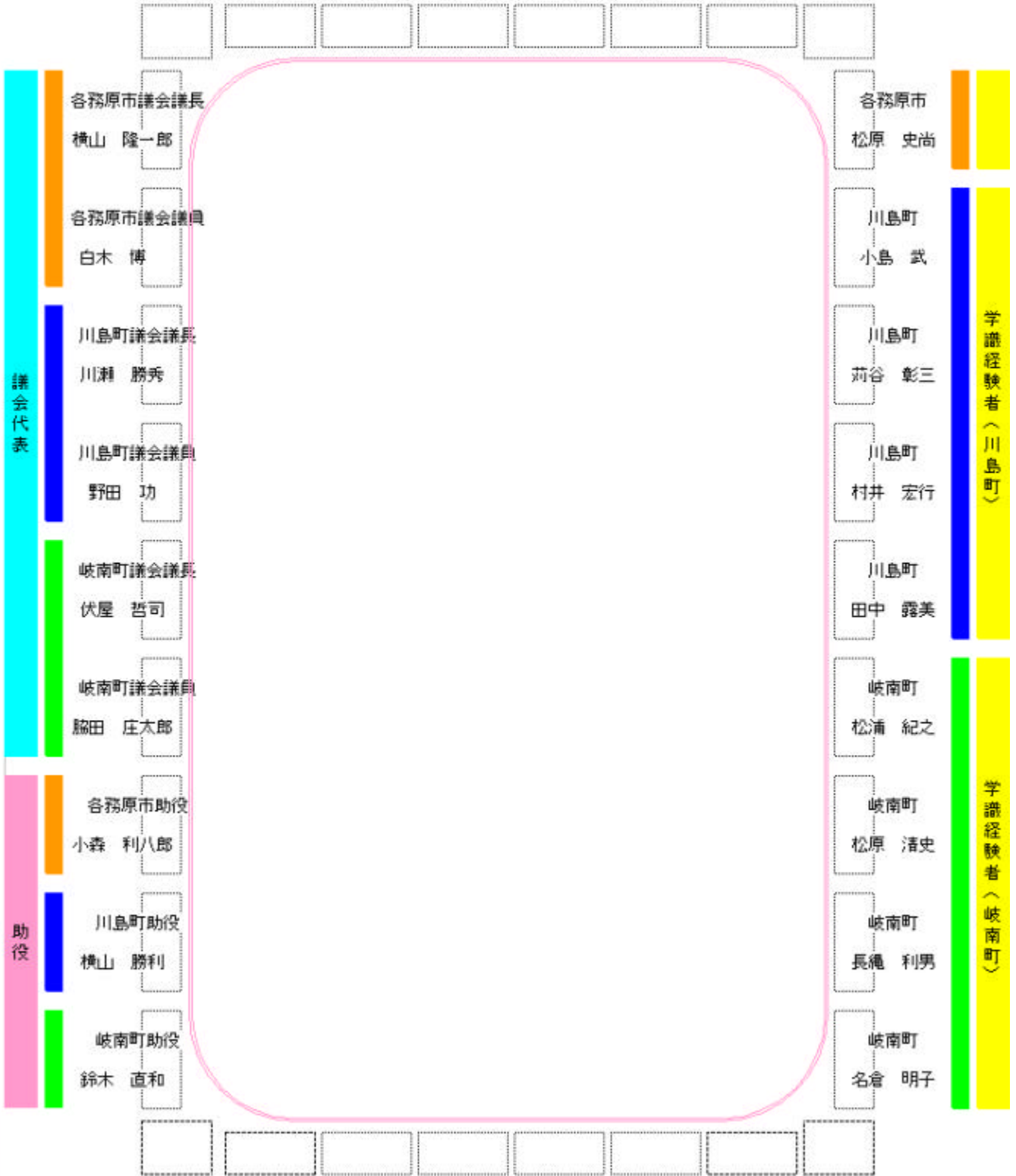
共通学識経験者

副会長

副会長

学識経験者（各務原市）

岐阜地域 岐阜大学地域 川島町長 各務原市長 岐南町長 各務原市 各務原市 各務原市  
 振興局長 科学部教授  
 広瀬 利和 松田 之利 野田 敏雄 森 真 伏屋 征勝 星野 敬夫 長谷川 匡一 武蔵 孝子



各務原市議会議長  
 横山 隆一郎

各務原市議会議員  
 白木 博

川島町議会議長  
 川瀬 勝秀

川島町議会議員  
 野田 功

岐南町議会議長  
 伏屋 哲司

岐南町議会議員  
 脇田 庄太郎

各務原市助役  
 小森 利八郎

川島町助役  
 横山 勝利

岐南町助役  
 鈴木 直和

各務原市  
 松原 史尚

川島町  
 小島 武

川島町  
 苅谷 彰三

川島町  
 村井 宏行

川島町  
 田中 露美

岐南町  
 松浦 紀之

岐南町  
 松原 清史

岐南町  
 長縄 利男

岐南町  
 名倉 明子

学識経験者（川島町）

学識経験者（岐南町）

事務局

入口

傍聴席

傍聴席

議会代表

助役

# 報 告 事 項

第 1 回 木曾川文化圏市町合併協議会

## 木曾川文化圏市町合併協議会設置の経緯について

年月日	経緯
平成 14 年 11 月 5 日	川島町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定
13 日	川島町が各務原市に合併協議の申し入れ
25 日	各務原市議会が川島町の申し入れの受け入れに合意
12 月 1 日	各務原市が企画財政部に合併推進室を設置
2 日	各務原市が川島町に合併協議の申し入れを受け入れる旨、川島町に回答
3 日	各務原市と川島町が合併協議会準備会を設置
平成 15 年 1 月 17 日	岐南町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定
20 日	岐南町が各務原市に合併協議の申し入れ
22 日	各務原市議会全員協議会で岐南町の合併協議の申し入れを受け入れることで合意
23 日	各務原市、川島町が合併協議の申し入れを受け入れる旨、岐南町に回答
27 日	各務原市、川島町、岐南町で「木曾川文化圏市町合併任意協議会」を設置 第 1 回木曾川文化圏市町合併任意協議会を開催
2 月 14 日	第 2 回木曾川文化圏市町合併任意協議会を開催
3 月 14 日	岐南町議会が各務原市、川島町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決
20 日	川島町議会が各務原市、岐南町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決
26 日	各務原市議会が川島町、岐南町との「木曾川文化圏市町合併協議会」の設置議案を可決
4 月 1 日	各務原市、川島町、岐南町で「木曾川文化圏市町合併協議会」を設置
4 月 10 日	第 1 回木曾川文化圏市町合併協議会を開催

木曾川文化圏市町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 各務原市、川島町及び岐南町(以下「市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、木曾川文化圏市町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市町の合併に関する協議
  - (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市町の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、各務原市に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 市町の長及び助役
  - (2) 市町の議会が選出する議員 各2名
  - (3) 市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 14名以内
- 2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、各務原市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、川島町長及び岐南町長をもって充て、会長を補佐する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第9条 会長は、必要に応じて市町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置くことができる。



2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 専門部会 )

第 1 2 条 第 3 条各号に掲げる事務を専門的に研究又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局の職員 )

第 1 4 条 事務局の職員は、市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

( 経費 )

第 1 5 条 協議会に要する経費は、市町が協議して負担する。

( 監査 )

第 1 6 条 協議会の出納の監査は、会長が委嘱した市町の監査委員各 1 名が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 1 7 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、各務原市の例に

くこ 13f 項

h/M/関監査H/、ヲ議監査組織 監査委飲+ h社 +X)ネ\* 'P

詮- Sする

駁

リ

6

平成15年度

木曾川文化圏市町合併協議会予算書

木曾川文化圏市町合併協議会

報告第3号

平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会会計予算

平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成15年4月1日

木曾川文化圏市町合併協議会

会長 森 真

予算(歳入)

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		18,000
	1 負担金	18,000
2 県支出金		15,000
	1 県支出金	15,000
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入	合計	33,002

予算(歳出)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,515
	1 総務管理費	2,515
2 事業費		30,428
	1 事業推進費	30,428
3 予備費		59
	1 予備費	59
歳出合計		33,002

事項別明細書(総括)歳入

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	18,000	0	18,000
2 県支出金	15,000	0	15,000
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	33,002	0	33,002

事項別明細書(総括)歳出

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	2,515	0	2,515	1,999			516
2 事業費	30,428	0	30,428	13,001			17,427
3 予備費	59	0	59				59
歳出合計	33,002	0	33,002	15,000			18,002

## 事項別明細書(歳入)

### 2 歳入

#### (款)1 負担金

##### (項)1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	18,000	0	18,000	1 市町負担金	18,000	構成市町負担金(均等割)
計	18,000	0	18,000			

#### (款)1 県支出金

##### (項)1 県支出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	15,000	0	15,000	1 合併協議会支援交付金	15,000	団体数×5,000千円
計	15,000	0	15,000			

#### (款)3 諸収入

##### (項)1 諸収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	2	0	2	1 預金利子	1	預金利子
				2 雑入	1	その他雑入
計	2	0	2			



## 事項別明細書(歳出)

### 3 歳出

#### (款)1 総務費

##### (項)1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 事務局費	2,515	0	2,515	1,999			516	1 報酬	20	委員報酬	20
								9 旅費	143	普通旅費	143
								11 需用費	374	消耗品費	240
										食糧費	31
										印刷製本費	103
								12 役務費	60	通信運搬費	60
								13 委託料	1,072	保守点検委託料	442
										電算業務委託料	630
								14 使用料及び賃借料	761	自動車借上料	30
										各種借上料	731
								18 備品購入費	85	庁用器具費	85
計	2,515	0	2,515	1,999			516				

#### (款)2 事業費

##### (項)1 事業推進費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 会議費	3,573	0	3,573	3,136			437	1 報酬	1,859	委員報酬	1,859
								9 旅費	410	費用弁償	100
										普通旅費	310
								11 需用費	469	消耗品費	145
										食糧費	276
										印刷製本費	48

								12 役務費	605	筆耕料	605
								14 使用料及び賃借料	230	自動車借上料	200
										各種借上料	30
2 調査研究費	22,390	0	22,390	5,500			16,890	11 需用費	1,890	印刷製本費	1,890
								13 委託料	20,500	各種業務委託料	15,000
										電算業務委託料	5,500
3 広報広聴費	4,465	0	4,465	4,365			100	8 報償費	100	各種報償費	100
								11 需用費	3,117	印刷製本費	3,117
								12 役務費	80	通信運搬費	48
										手数料	32
								13 委託料	1,004	各種業務委託料	1,004
								14 使用料及び賃借料	164	各種借上料	164
計	30,428	0	30,428	13,001			17,427				

(款)3 予備費

(項)1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	59	0	59				59			
計	59	0	59				59			

木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)に幹事会を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、各務原市、川島町及び岐南町の合併に必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

(幹事)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長2名を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

3 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 幹事会は、必要に応じて規約第12条第1項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名		
各務原市	助役	総務部長	企画財政部長
川島町	助役	総務課長	企画調整課長
岐南町	助役	総務部長	総合政策室長

木曾川文化圏市町合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示又は協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)の要請を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(部会員)

第3条 専門部会は、別表のとおりとする。

2 専門部会の部会員は、各務原市、川島町及び岐南町(以下「市町」という。)の長が指名する職員をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長2名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて随時開催する。

- 2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 4 各専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。

(分科会)

第6条 専門部会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長及び事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 会 名	所 管 事 項
議会事務局部会	議会事務に関すること。
企画財政部会	企画調整、財政、広報広聴、電算などに関すること。
総務部会	総務、人事、管財、防災、選挙、監査、会計などに関すること及び他の部会に属さないこと。
税務部会	税務全般に関すること。
住民部会	住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金などに関すること。
環境部会	環境衛生、環境保全、廃棄物対策などに関すること。
福祉部会	福祉、介護、健康、医療、保育などに関すること。
産業部会	商工観光、農林水産などに関すること。
建設部会	建設、都市計画、建築などに関すること。
上下水道部会	水道、下水道などに関すること。
教育部会	学校教育、社会教育などに関すること。
消防部会	消防などに関すること。

## 木曾川文化圏市町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾川文化圏市町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事務

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係、計画係及び調整係を置く。

- 2 係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局長補佐、係長及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 3 事務局長補佐は、事務局長の指揮監督を受け、係間の連絡調整及び係に属する職員の指揮監督を行う。
- 4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いについては、各務原市の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務その他の勤務条件については、それぞれの職員が所属する市又は町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、各務原市の例による。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与は、それぞれの職員が所属する市又は町の負担とする。

- 2 職員の旅費については、各務原市の例により、協議会が支給する。

- 3 第2条に規定する事務を処理するため、事務局の職員に代わって市又は町の職員が出張した場合の旅費は、前項の規定を準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係	分 掌 事 務
総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>3 協議会の会議に関すること。</li> <li>4 協議会の予算に関すること。</li> <li>5 合併に係る広報、広聴に関すること。</li> <li>6 合併に係る資料の編纂に関すること。</li> <li>7 国・岐阜県との連絡調整に関すること。</li> <li>8 市町の職員等への研修に関すること。</li> <li>9 その他他の係に属さないこと。</li> </ol>
計画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市建設計画の取りまとめに関すること。</li> <li>2 財政計画に関すること。</li> <li>3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関すること。</li> </ol>
調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種事務事業の調整に関すること。</li> <li>2 新市建設計画の原案調整に関すること。</li> <li>3 その他市町間の調整に関すること。</li> </ol>

木曾川文化圏市町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定による各務原市、川島町及び岐南町の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、補正予算を調製し、会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第7条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の認定を受けなければならない。

(収入及び支出の手續)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な帳簿

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、会長が定め、第1回の会議に報告しその確認を得なければならない。



別表第 1 (第 4 条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

木曾川文化圏市町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木曾川文化圏市町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第3項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び監査委員(規約第10条第1項に規定する小委員会の委員も含む。以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額6,500円とする。ただし、地方公共団体の長、助役及び常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務のために旅行したときは、各務原市の例により、旅費に相当する額を費用弁償として支給するものとする。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、各務原市の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

# 協 議 事 項

第 1 回 木曾川文化圏市町合併協議会

木曽川文化圏市町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、木曽川文化圏市町合併協議会規約第8条第3項の規定に基づき、木曽川文化圏市町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の過半数の同意があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

（議長等の責務）

第3条 会議の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、議長の判断により、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（会議録の調製）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第8条 会議録には、会議録署名委員2名が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

（規律）

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

木曽川文化圏市町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、木曽川文化圏市町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、木曽川文化圏市町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、会議の議長（以下「議長」という。）は定員の数を増減することができる。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所において、傍聴人受付票に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。

（傍聴席）

第4条 傍聴人は、指定の傍聴席に着かなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- （2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）会議の会場内において、鉢巻、ゼッケン等を着用し、示威的行為をしないこと。
- （4）飲食及び喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- （7）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（職員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

（非公開の決定）

第9条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場等必要な措置を講ずることができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

協議第3号

木曾川文化圏市町合併協議会小委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 木曾川文化圏市町合併協議会規約第10条第1項の規定に基づき、木曾川文化圏市町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の半数以上の賛成により非公開とすることができる。

（報告）

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。



## 木曾川文化圏 合併憲章（案）

各務原市、川島町及び岐南町は、合併協議を進める上で、次のように合併憲章を定めます。

### 第1条 対等な立場、互譲の精神で協議を進めます

1市2町が木曾川文化圏という都市（まち）づくりのコンセプトを共有しながら、対等な立場に立って、信頼関係のもとに、互譲の精神で合併に関する協議を進めます。

### 第2条 それぞれのアイデンティティを尊重しながら、地域全体の発展を目指します

各市町は、それぞれに歴史・文化・自然・産業・交通網など、誇るべき優れた個性、アイデンティティを持ち合わせています。それらを最大限に尊重し、さらに磨きをかけることで、新市の全体的な発展を目指します。

また、新市建設計画では将来ビジョンを共有しながら、各市町の総合計画を最大限取り入れるようにします。

### 第3条 すべての住民が等しく高い水準のサービスを受けられるよう努めます

合併とは、単なる数合わせ、あるいは人口や面積の拡大ではありません。スケールメリットのみを追求するのではなく、住民の声が届く範囲の適正な規模において、すべての住民が等しく高い水準の行政サービスを受けられるように努めます。

### 第4条 質の高い新しい都市（まち）づくりを進めます

合併を機に、情報システムの統合や最新のIT駆使、NPO団体を含む各種ボランティアとの連携など住民と行政の協働、事業のアウトソーシングなどで行政のスリム化・効率化を目指し、さらに質の高い21世紀型の都市（まち）づくりを進めます。



## 木曾川文化圏市町合併協議会協議項目（素案）

### 基本的協議項目

	協議項目	内 容
1	合併の方式	合併の形態
2	合併の期日	合併の期日
3	新市の名称	新市の名称
4	新市の事務所の位置	新事務所（本庁）の位置 4

( 8 ) 高齢者福祉事業	老人保健福祉計画の策定、医療費助成など
( 9 ) 児童福祉事業	保育所、子育て支援、医療費助成など
( 10 ) その他の福祉事業	母子家庭、父子家庭、生活保護など
( 11 ) 環境事業	し尿、ごみ収集処理方法や体制、火葬場、助成制度など
( 12 ) 農林水産関係事業	基盤整備、振興事業など
( 13 ) 商工・観光関係事業	振興事業、助成・融資事業、広域観光など
( 14 ) 建設関係事業	道路、公園、住宅、都市計画など
( 15 ) 上・下水道事業	賦課・徴収、基盤整備・維持補修など
( 16 ) 学校教育事業	通学区域、給食費、就学援助各種補助・助成・奨学金など
( 17 ) 社会教育事業	生涯学習の推進、文化・スポーツ振興など

木曾川文化圏市町合併協議会 構成団体の基礎データ

項目	各務原市	川島町	岐南町	計
人口（人）	136,861	10,223	22,809	169,893
世帯数（世帯）	47,171	2,979	8,159	58,309
面積（k m <sup>2</sup> ）	79.75	8.02	7.90	95.67
市・町制施行	昭和 38 年 4 月 1 日	昭和 31 年 10 月 1 日	昭和 31 年 10 月 1 日	
市・町の花	つつじ	菊	菊	
市・町の木	松	松	モチノキ	
平成 15 年度 一般会計当初予算（千円）	33,180,000	3,274,000	6,438,456	
財政力指数	0.838	0.562	0.814	
標準財政規模（千円）	23,017,053	2,211,093	4,829,792	
製造品出荷額等（百万円）	385,418	116,480	41,920	
年間商品販売額（百万円）	251,425	5,628	256,581	
議会議員定数（人）	26	13	13	
一般行政職員数（人）	994	63	150	

人口（外国人含む）、世帯数は、平成 15 年 4 月 1 日現在

財政力指数、標準財政規模は、平成 13 年度決算

製造品出荷額 平5,628